時事新報

會計檢査院と遞信省

近頃世上に傳ふる所を聞き又諸新聞紙を見れば遞信省と會計檢査院との間に交渉事件を生して雙方相互に多少の議論もあるよし固より政府部內の機密にして殊に會計上の事は秘中の秘事なれば其詳細を知るに由なしと雖も世說風聞を取纏めて事の大概を推察するに會計檢査院が遞信省の會計を檢査して何か不都合ありと認むる所を見出し院の職權を以て審問に及びし處、遞信省に於ては之を不都合ならずとして辨論し一問一答いまだ其孰れか是なるを知らず正に交渉最中に在るものゝ如し我輩は兼てより此種の秘密事を言ふを好まず又言ふ可き事柄にもあらざれば事の細目は捨てゝ論することなしと雖も今回の交渉は一國政府たるものゝ大體上より見て聊か注意す可き所のものなれば爰に鄙見の大概を述べて讀者の高評を煩はさんとする者なり抑も政府の會計は洪大なるものにして一私人の家計に異なり家の主人が自から家事を處理しても尚ほ且つ往々疎漏を免かれず況んや政府一官省の出納に於てをや之を綿密にすると疎漏にするとの相違は實に恐る可き程のものにして取締の要用は固より論を俟たず維新以來の事情を察するに諸省の會計に隨分不都合なきに非ず假令ひ當局者の故意に出でざるも其成跡に不都合あれば疎漏の咎は免かる可らず是即ち近年に至りて政府に會計檢査院を新設したる由緣なる可し我輩の最も賛成する所なれども元來政府が該院を設けたるは各部會計の不取締を未然に豫防せんが爲めか又は其既に生したる不取締を矯正するの意か其精神の在る所を講ずるは學者に於て無益の勞にあらざる可し凡そ法律の働は既發の罪を罰するものなれども其精神は之を未發に防くに在り故に法律諸規則の文面を見れば其權力の達する所甚だ廣くして細密に亘り如何なる微細の部分にまでも侵入す可らざるはなきが如くなれども是れは即ち法の形體にして其精神には非ざるなり然らば則ち精神を外にして形體を備ふるも全く無益なりと云ふ者もあらんなれども其形體は即ち其精神を貫徹せしむるの具にして社會の人々が法律規則に對して常に自から警戒するは法文規則面に細密なる箇條あるが爲めなり例へば銀行諸會社其他諸商家の營業に關する法律なり又は風俗取締等に就ての警察規則なり至極嚴重なるものにして法官警察吏が文面の字義に從て人民に接し其一擧一動に干渉して衝くが如く刺すが如く唯その反則の摘發のみを勉ることもあらんには人民の營業は迚も叶はずして風俗の罪人は日々に現はれ遂に其始末に困る筈なれども今日の實際に於て其事なきは當局の官吏が所謂御大法の手心を以て大目に看過すればなり既に之を大目に看るの要用あらば初めより細箇條を設るに及はざるが如くなれども此箇條こそ即ち法の權力の存する所にして尋常一樣の場合には至極寬大なれども萬一の時に當りて目に餘るものあれば極端の細部分にまでも侵入して假すことなかる可しとの威嚴を示し又實際にも糺問處刑することあるは此細箇の存在する故なり故に人民の目より見れば法律規則は恐るゝに足らざる如くなれども又大に恐れざるを得ず其恐るゝは即ち警戒心の由て生する由緣にして法律規則以て惡事を未發に防くの精神始めて爰に貫徹するを得べきなり大法の精神は俗に云ふ擂木を以て重箱をはじくるものにして決して楊枝を用るに非ざれども其楊枝を用意するは重箱をして自から省みて警戒せしむるが爲めのみ凡そ是等の筆法は德川政府の時代に最も能く整頓して一般の習慣を成し以て其施政を圓滑ならしめたるとにて今日に於ては固より舊時の筆法を寫異す可きにあらざれ共年代の前後、政體の如何に拘はらず經世家の方寸には常に忘る可らざる所のものなり

右の所記にして大に違ふことなしとすれば今度會計檢査院が遞信省の檢査に付き如何なる筆法を用ひたるや果して大法の目に餘るほどの不取締ありて審問に及びたるものか又その審問法は擂木を用ひたるか、楊枝を用ひたるか、いよ〱大目にも餘る不取締ありとすれば擂木の一擧を以て之を摘發すること甚だ易し喩へば風俗取締に現行犯の證據物を取て押へたるが如く議論も辨駁もある可らざれば或は然らずして目に餘るほどの事はなけれども察々の明これを見れば不取締の痕跡なきに非ずとて檢査院の章程に許す限りの權力を伸ばし每章每句の字義に從て微細の部分に立入り細に楊枝を用ひて隅々までも穿索を遂げたることか、若し左ることもあらんには遞信省の行政上に多少の離澁を生じて事務の停滯を致すことあらん一會社一商家の營業に於ても法文の細箇條に攻立てられては安んずるを得ず況んや洪大なる一官省の會計に於てをや如何に紀律を以て築き上げたる官邊の出納にても之に堪ふるものはなかる可し即是れ人間普通の情勢なれはなり左れば元來政府に會計檢査院なるものを設けたる其本意は各部會計の不取締を既發に糺すよりも寧ろ之を未發に豫防するの目的にして之に有力なる職權を授けて力の達する所を廣くしたるは海岸の臺場に大砲を備へ通航の船艦をして戒心を抱かしむるに異ならず其これを發するはいよ〱敵艦と見定めたる時のことにして容易に見る可きものに非ざるなり然るに世上の風聞は前記の如く現に檢査院と遞信省との間には何か交渉の事ありと云ふ諸官省中特に遞信省に限りて會計上に掩ふ可らざる程の大不都合を生じて然るものか或は檢査院が法の精神を外にして其形體のみに從ひ察々の明以て細事に立入りたるものか政府の秘密民間に洩れずして我輩も說を作すこと能はずと雖も當路の長老は一國政府の大體上より思案して然る可き所のものなり

官報

○遞信省告示第二百二十二號

左記郵便爲替取扱所ヲ設ケ來ル十一月一日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム

明治二十四年十月六日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

阿波國德嶋市通町郵便爲替取扱所

越後國新潟市本町郵便爲替取扱所

越中國富山市東四十物町郵便爲替取扱所

雜報

○日本銀行の金利　日本銀行にては曩に大坂支店の利子を引下げて金融緩慢の時勢に應じたるより金融緩慢は大坂に限らざることゆゑ東京本店にても多分續いて金利を下ぐるに至るべしと思ふも少からず同行に於ても亦多少其覺悟ありしならんが能く〱緩慢の性質を觀れば俄に金利の高下を爲すも更に甲斐なきの有樣あり蓋し世間に一層の事業はあれども通貨の供給は一層多くして金融緩慢ありと云ふが如き場合には金利を引下ぐるの必要あり引下ぐれば隨て需用を見るの結果あるべしと雖も今日の場合は殆んど事業なくして金の需用なしとも云ふべき程の事情あれば多少利息を低廉に爲しても需用の少きは依然として異ならず庫中には矢張金の堆積すべきの有樣なり現に大坂支店の如き利子を引下げても尚ほ同じく在金の多き始末あれば此際本店に於て金利を動かすも無効の仕議となるべし斯れば日本銀行自らの營業向よりも又世間經濟社會の狀況よりも內外共に今日金利を動かすの必要は無きに右の如く今の金融の性質より觀ても別段金利を上下するの効能無しと云へり

○北陸鐵道殘務處分　北陸鐵道が官設請願に決したることは前號の紙上に記載せしが右に付き從來の仕事の殘務處分を爲す都合なるも事務所の義務に屬する負債は二千五百圓もあるよしにて右の返濟方に就き一方ならぬ困難に遭遇せる上今日迄北陸鐵道の事に付き盡力せし理事久保彥兵衛、林藤五郎の二氏は此程の發起人總會の了るや否や理事を辭する旨の通知書を殘して立去りたるより殘りの理事及び善後委員等は右處分方に付き大に憂慮し居るよしなり

○博多商業會議所役員當撰　本月一日同會議所に於て當撰せる役員は左の如し

磯野七平、中尾卯兵衛、十七國立銀行奧村利平、關運七、筑紫銀行、大山與四郎、山下圓造、林寬一郎、野村久一郎、野村久吉、是松右三郎、下澤善四郎、高山卯右衛門、瀨戶惣太郎、奧村利助、三村弁助、三村門司軌、山本與志助、社家間善二郎、博多米商會所、遠藤甚造、寺田久吉、梅崎源吉、福田惇、山崎淸五郎、田嶋太平、太田與三郎、岩隈久兵衛、中野和四郎

○大坂同盟銀行交換高　客月中大坂同盟銀行に於て割引及び爲換取組高を聞くに實際取組高百二十三萬圓交換割引日步百圓に付最高一錢八厘最低一錢六厘東京參着送金二十八萬五千圓日步本打最高六錢最低無打、振出手形二千三百圓送手形百二十一萬七千四百八十五圓九十一錢一厘當坐小切手百五十八萬五千四百十六圓七厘交換所小切手五十七萬千七百三十六圓七十二錢二厘合計三百三十七萬六千九百三十八圓六十四錢一厘にして前八月の取組高に比較せは四十六萬二千七百七十八圓六十四錢一厘を增加したるよし

○品評委員撰定　大日本農會にては今七日より五日間農產品評會を赤坂溜池町の同會々堂に於て開會するに付品評委員長に岡毅氏を又同委員には(副)農藝委員芝山宗太郎、星野長太郎、吉池慶正(生絲)同丹羽敬太郎星野長太郎、中山智俯(製茶)同多田元吉、佐々井久和(藥種)同小野孫三郎、谷本淸兵衛(蔬菜果實)同福羽逸人、興津萬吉、青木鴨太郎、井上錄之助の諸氏を昨五日撰定したりと

○高山社建碑式　群馬縣綠野郡藤岡町高山社講共進會幷に故同社長高山長五郎氏功德碑建設式は去る一日を以て擧行し中村知事檪木農商務省技師深谷參事官同縣貴衆兩院議員縣會議員及び其他紳士を招待したり式場の正面を高山氏の碑となし一同着席の上知事祝文を朗讀し現社長町田菊次郎氏答辭を述へ式了りて一同は共進會場を巡覽し夫より同地高等小學校に於て饗應ありたり席上知事及び檪木技師の演說ありて散會せしは午後四時過なりし又翌二日は綠野多胡兩郡內の社員を招待せしに來會者千五百七十人其の翌日は藤岡町の社員を招待せしに來會者四百七十二人ありたり又二日の共進會縱覽人は三千七百四十八人
三人ありしと云ふ

○橫濱生絲出入の比較　昨今兩年
迄橫濱に於ける生絲の出入比較を

廿四年度	器械絲(梱)	坐繰(梱)	提絲(梱)
持越高	一、一九八	九二〇	二〇四
入荷高	二〇、九八〇	一四、〇〇三	[illegible]
二口合計	二二、一七八	一四、九二三	[illegible]
取引高	二一、〇六九	六、八四七	[illegible]
內商直輸	七七九	六二九	一二八
內地積戻	一四一	五三七	四九
三口合計	二一、九八九	八、〇一三	[illegible]
在荷	九、一八九	六、九一〇	[illegible]

廿三年度	器械(梱)	坐繰(梱)	提絲(梱)
持越高			
入荷高	一、三二六	一、〇五四	六八
二口合計	一七、五三九	九、三六二	七八四
取引高	三、一四七	一、九八九	一八九
內商直輸	五九九	三九八	
內地積戻	二三〇	二九三	二二
三口合計	三、九六三	二、六七七	二一一
在荷	一三、五七六	六、六八五	五七三

○生絲輸出調査表　去る七月一日
へ輸出せし生絲の調査表を得たれ

	米國へ(俵)
甲九十番	一、七二一
二百⑩九番	一、三六七
二十番	一三〇
九十五番	一四七
同伸會社	八一七
中八十九番	八五九
一番	四九九
三番	五二
二百十六番	七四九
百九十九番	六三一
角八十九番	五七一
乙百六十四番	—
七十一番	—
二十二番	二〇八
二百番	一六一
乙九十番	一七
二十八番	一四五
貿易會社	—
甲百六十四番	—
四十七番	—
百七十六番	—
二百〇六番	—
百七十八番	一〇
二十六番	—
總計	八、〇八四

○大坂に於ける綿花の騰貴　本年
方に在ては既に二回の風水害あり
柄は稍や顚とする處なりしに去る
東海道筋を暴れ廻り遂に右の三地
幸ひ此の地方は七分方の收穫後に
皆無に屬せしよし左れは大坂の相
十匁方の騰貴を來し尚ほ追々七割
朝鮮とも降雨の打續きし爲め意外
の如きは目下內地に在る品は左の
玉實に於て新綿の價格百斤に付一
したれは此先輸入綿は意外の高
內地の綿は平年に比し六七分作に
云へは紡績絲の如き忽ち騰貴を
大坂に現在する玉實綿は凡そ六百
內外綿會社の手に在り支那米國
り去る二日の相場は坂上綠綿上
海雲錦百斤に付十七圓八十錢玉實
りしよし

○五嶋鯣と對州鯣　長崎縣下の海
主眼とする由なるが同品は各產地
以價格にも等差ありて對州產を第
れに次ぎ五嶋產最も下等に位し